

告 示

埼玉県告示第千三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社住友倉庫（仮称）戸田駅前商業施設

埼玉県戸田市大字新曾七百四十一外（新曾第一土地区画整理事業地内百二十四街区）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 違法駐車等が発生しないように、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。

(2) 店舗周辺の道路（歩道含む）において、車両及び歩行者が安全に通行できる環境を創出するため、交通整理員の配置や警備員等による見回り、注意喚起等、違法駐車車両や放置自転車の防止対策について、配慮するようお願いいたします。

(3) 違法駐車させない雰囲気づくりのため、違法駐車を禁止する表示をする等の対策を講じるようお願いいたします。

(4) 監視カメラの設置や警備員による見回りの実施、犯罪防止啓発ポスターの掲示等、防犯対策に配慮するようお願いいたします。

(5) 当該施設は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をはじめとしたバリアフリー化の基準が適用になるため、移動等の円滑化が図られると考えますが、完成後には多くの利用者が想定されることから、バリアフリー化の維持管理について徹底するようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十七年十一月二十日から平成二十七年十二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター